



〔湯田ダム〕^{キン シュウ ヨ}錦秋湖の湖面利用禁止を**10月1日より一部解除**します。

国道107号の土砂崩れにより、平成27年5月から錦秋湖大滝（貯砂ダム）下流の湖面利用を禁止しておりましたが、周辺斜面に新たな崩落などが確認されないため、**10月1日から『水上バイクエリア』の湖面利用禁止を解除**します。

なお、復旧工事箇所から下流の『ウィンドサーフィンエリア』につきましては、工事完了まで湖面利用禁止を継続します。

1. 利用可能エリア ※別添図参照
「貯砂ダム上流の手漕ぎボートエリア」 及び 「貯砂ダム下流の水上バイクエリア」
(平成28年10月1日から利用可能)
2. 利用禁止エリア ※別添図参照
「ウィンドサーフィンエリア周辺」
禁止期間：平成30年3月31日まで（予定）
3. 利用にあたっての留意事項
湖面利用のルールを守って楽しく安全に利用されるようお願いいたします。
また、油漏れなどによる水質事故発生時の処理費用は、事故を起こした方の負担となりますので、十分に注意してください。
4. 崩落箇所の現在の状況（平成28年9月14日現在）



<国道107号の状況>



復旧工事中

崩落土砂

湖面

<湖面への流入状況>

≪発表記者会：岩手県政記者クラブ、北上記者クラブ≫

<問い合わせ先>

国土交通省 東北地方整備局 北上川ダム統合管理事務所
〒020-0123 盛岡市下厨川字四十四田1番地

副所長 ヤマダ ミツオ 山田 光雄（内線 204）
（代表TEL：019-643-7831）

北上川ダム統合管理事務所 湯田ダム管理支所
〒024-0341 岩手県和賀郡西和賀町杉名畑44地割162-15

支所長 ナカタ スミト 中田 純人（内線 6321）
（代表TEL：0197-74-2011）

平成28年度 錦秋湖 利用エリアマップ (平成28年10月1日より)

